

## 【オーストラリア】最近の移民政策をめぐる動向

海外立法情報調査室・武田美智代

\* 移民の受け入れに積極的なオーストラリアも、国際的な金融危機の中で、慎重な態度を見せ始めている。一方、政権獲得後 1 年を経過したラッド労働党政権は、ハワード前保守連合政権の  
とった難民政策の見直しを開始した。最近のオーストラリアの移民政策の動向を概観する。

### 移民政策の枠組み

オーストラリアは、18 世紀末に入植した英国人の植民地経営を端緒として国家が形成された典型的な移民国家である。その移民政策の基本は、外国からの移民を永住者として定住させることにある。移民の定住に伴う社会的影響を考慮して、移民の受入数は、その時々  
の政治・経済・社会状況等を勘案し、政府が毎年、受入プログラムを定めている。プログラムは二種類あり、一つは、オーストラリアに居住する親族をスポンサーとする家族移民等のカテゴリー及びオーストラリア経済に寄与する技術・能力等を有する熟練者の移民（技術移民）、もう一つは人道上の理由から難民等の定住を促進する人道移民のカテゴリーである。近年の受入数の変遷は、表に示すとおりである（なお、2008/2009 の数値は、予定人数である）。

（表）近年の移民受入数の変遷

会計年度	2003/2004	2004/2005	2005/2006	2006/2007	2007/2008	2008/2009
家族移民	42,230	41,740	45,290	50,080	49,870	56,500
技術移民	71,240	77,880	97,340	97,920	108,540	115,000
その他	890	450	310	200	220	300
小計	114,360	120,060	142,930	148,200	158,630	171,800
人道移民	13,851	13,178	14,144	13,017	13,014	13,500
合計	128,211	133,238	157,074	161,217	171,644	185,300

出典：Department of Immigration and Citizenship, *Population flows: Immigration aspects*, 2007-08 edition.等から筆者作成（小計の数値には、一部計算上の誤差あり）

### 国際的な金融危機と移民政策への影響

米国に端を発した国際的な金融危機は、オーストラリアの移民政策にも影を落とし始めている。2008/09 年度の移民プログラムでは、当初 190,300 人の受け入れ（人道移民を除く）を予定していたが、2009 年 3 月、政府は、国内の経済状況に照らして計画を改定し、技術移民の受入数の上限を 14%削減して、当初予定の 133,500 人から 115,000 人とすることを発表した。また、技術移民の審査を受ける際適用される「重要技術リスト」（Critical Skills List）から、建設業、製造業関連の職業が除外され、主

として医師や看護師等の医療分野及び IT 分野の技術者等に重点を置いたリストに変更された。これらの措置は、技術移民が地域の雇用と競合することなく、専門的技術者が不足する職種に対応する必要から実施された。政府は、移民の受入状況を見守りつつ、2009/10 年度の計画についても、経済情勢を勘案して設定している。

### 長期就労ビザ制度の改定

長期就労ビザ（サブクラス 457）は、専門的技術を有する移民に対して最長 4 年間の滞在を認めるもので、国内の技術労働者不足の解消策としてハワード前政権下の 1996 年に導入された。雇用者側による制度濫用のケースが摘発されたことから、政府は、長期就労ビザに関する実態調査を労使問題専門家のバーバラ・ディーガン氏に委託し、2008 年秋に最終報告書が公表された。制度に対する信頼性を維持するため、政府は、最終報告書の提言を踏まえて議会に「2008 年移民立法改正（労働者保護）法案」を提出、法案は 12 月に成立した。さらに 2009 年 4 月 1 日、政府は長期就労ビザに関する変更を発表した。具体的には、①従来当該ビザ保有者に保障されていた 43,440 豪ドルの最低賃金が、同年 7 月 1 日から 4.1%引き上げられ 45,221 豪ドルに、また同年 9 月中旬からは労働市場の賃金水準に合わせた変動制とする、②当該ビザ申請に必要な英語力の水準が技術移民並みに引き上げられる、③雇用者側も過去に地元労働者を雇用し差別的取扱いを行っていないことを証明する義務を負う、等である。

### 難民政策の見直し

オーストラリアの難民政策は、移民政策の一部として人道プログラムに則って実施されてきた。ハワード前政権は、難民に対する厳しい政策をとり、2001 年のアフガニスタンからのボートピープルの受入拒否、難民申請者の収容施設を近隣のパプアニューギニア等に建設するなど、国連や人権団体からの非難を集めていた。難民政策の変更を訴えていた労働党は、2007 年の政権獲得後、次々に政策の見直しを行っている。

エバンズ移民担当相は、2008 年 7 月の講演で、オーストラリアの移民政策の健全性を維持するため、①不法滞在者の強制収容は社会に危害を及ぼすと認められた場合に限定する、②収容所への収容は最後の手段とし、できるだけ短期間とする、③難民申請者の子どもと家族は、収容所に移送しない、等を明らかにした。難民申請者には、審査期間中、移民用住宅が提供される。また政府は、2009 年 3 月、収容や移送にかかる費用を被収容者が支払うという移民法の規定を変更する「2009 年移民法改正（収容経費支払い義務の廃止）法案」を上院に提出した。しかし密漁や密輸等違法行為を行った不法滞在者の経費については、一種の抑止策として今後も維持される方針である。

主要参考文献（インターネット情報はすべて 2009 年 4 月 20 日現在である。）

- ・ ‘Visas, Immigration and Refugees,’ <<http://www.immi.gov.au/migrants/>>
- ・ ‘Media Releases 2008-09,’ Senator Chris Evans, Minister for Immigration and Citizenship, <<http://www.minister.immi.gov.au/media/media-releases/2009/>>